

会 議 録

《会議名称》平成30年度 第2回岸和田市景観審議会 《開催日時》平成31年2月18日(月)14:00~16:10 《開催場所》岸和田市役所職員会館2階大会議室	承認		
	会長	岸田委員	小池委員
	2/28	3/1	2/27

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

大野委員	岡田委員	加我委員	片原委員	岸田委員	小池委員	竹田委員	田中委員	中野委員	深田委員	星乃委員	堀田委員	行委員	頼友委員
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（委員14名中、13名出席）

岸和田市)大井まちづくり推進部長
 事務局)都市計画課 山田、渡邊、西川、有本、滝元
 傍聴者)2名

《概 要》

■諮問案件

1.景観法に基づく景観協定について

■審議案件

- 1.第5回岸和田市都市景観賞の推薦について
- 2.こころに残るまち景観の推薦について
- 3.景観啓発事業の展開について

《内 容》

■開会

- ・司会進行の紹介。
- ・14名中12名の委員出席を確認。(1名14時30分に到着し、最終的に13名の委員出席を確認)岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
- ・傍聴状況報告。

■挨拶

- ・大井まちづくり推進部長挨拶
- ・加我会長挨拶

■会議録確認者の指名

- ・平成30年度第2回景観審議会の会議録確認者として岸田委員と小池委員の2名を指名し、承認される。

■諮問第1号「景観法に基づく景観協定について」

景観法に基づく景観協定について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委員) ・今回の協定は現地での施工前の協定だが、施工後に協定通り実行されているかどうかはどのように確認するのか。

(事務局) ・協定は当該地の居住者が運営することとなり、地権者や土地所有者で構成される運営委員会で協定内容に適合した建築物であるか審議、確認いただく。

(委員) ・居住者が未定の段階で、協定内容の詳細まで決定していいのか。

(事務局) ・この景観協定は一条工務店が締結者の1人協定である。今後分譲販売される際、重要事項の説明義務があり、そこで説明し販売すると聞いている。

- また景観協定第 32 条に、所有権を譲り渡す場合、協定内容を明らかにするため協定書の写しを引き渡さなければならないという規定がある。
- 入居いただく方にはご理解いただいたうえで、建築行為や居住をしていただく。

(委 員) • 資料 1-③の協定が効力を発揮するエリアが示されている地図について色が判別しにくい。
• 上の 3 分の 1 くらいが該当エリアでよろしいか。

(事務局) • ご指摘のとおり 3 分の 1 くらいが対象エリアである。
• 内訳として、住宅エリア全 270 戸のうち組合保留地が 170 戸。
そのうち今回、一条工務店が一括購入されたのが 45 区画である。
• 濃くなっている 7 区画については現時点で分譲が進んでおり今回は隣接地という位置づけになっているが、協定が認可されたのちに加入いただく手続きを進めてもらっている。

(委 員) • この住宅地区は人口何人くらいを予定されているのか。

(事務局) • 計画人口は約 1000 人と聞いている。岸和田市丘陵地区土地区画整理組合において、今回の対象エリアの南側も今後分譲が進むにあたり、ご理解いただいたところについて随時景観協定を広げようとして取り組んでいただいている。

(会 長) • 市内で景観協定を既に締結している所はあるか。

(事務局) • 景観協定については今回が初めての事案である。

(会 長) • それでは諮問第 1 号「景観法に基づく景観協定について」は原案のとおり答申してよいか。

(委 員) • (一同) 了承。

(会 長) • では、本審議会より市長に対して原案のとおり答申する。

■議案第 1 号「第 5 回岸和田市都市景観賞の推薦について」

第 5 回岸和田市都市景観賞の推薦について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委 員) • T.YOKOGAWA 岸和田店は空き店舗の再生であるが、以前はどんな建物だったのか。

(事務局) • 飲食店である。

(委 員) • 千亀利の絆ロードについて、堤防に絵を描くことを評価して良いのか慎重に考えるべき。

(事務局) • 堤防のみでなくモニュメントと緑地も含め、地域の賑わいを意識して一体的に整備され、その取り組みに対して評価していただいた。

(委 員) • 公共施設の景観が重要。そこに壁画を描くことは本来の景観からすれば趣旨が違うのでは。

(委員) ・選考委員会としては、壁画単体を評価するのではなく周辺を含めた整備がある事によって地域間・時間・人の気持ちを繋げ、岸和田市らしい景観に寄与するのではという結論に至った。

(会長) ・緑地や工業団地や祭礼の地としてこの壁画があり、単に壁画のみを表彰しているのではないということが伝わるよう講評を工夫したいと思う。

(委員) ・廣野鐵工所については、現場に行くと圧倒的に景観に配慮いただいていることがわかる。丘陵地区をどういう風にしたいか、どう引っ張って行こうとしているかがわかる。

(委員) ・感想として、1枚の写真だけだと、どこをどのように評価されているのかわかりにくい。

(委員) ・個人住宅について、位置図が非公開となっている理由は。

(事務局) ・現時点では個人情報保護の観点から非公開としている。

(会長) ・個人住宅について、受賞者に公開方法について確認願いたい。

・参考に東岸和田駅と春木駅について、まちかど審査の評価が高いものの選定されていないが、どのような審議になったのか説明願いたい。

(事務局) ・東岸和田駅については、周辺整備も含めて全体的な評価を考えたいということで今回の選出を見送った。

・春木駅については駅舎エントランス部分に計画されていた緑化エリアが整備されておらず、まちなみ等への景観的な評価としては低いことから選出されていない。

(会長) ・それでは、議案第1号「第5回岸和田市都市景観賞の推薦について」は本案のとおり承認してよいか。

(委員) ・(一同)了承。

■議案第2号「こころに残るまち景観の推薦について」

こころに残るまち景観の推薦について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委員) ・「春木西福寺」について、築何年くらいの建物か。

(事務局) ・西福寺は現在とは別の場所に室町時代に創建されたと言われている。

・現在の場所に移転後自然災害被害を受けて再建され、築100年超と聞いている。

(委員) ・「春木西福寺」はまちかど審査評価が低いため、選定された明確な理由が必要だと思う。

・築年数や参道周りの整備等、明確に理由を説明する必要がある。

(事務局) ・まち景観ということで、建物そのものの評価ではなく、まちなみといかに調和しているか、もしくはリードしているかを観点に選定していただいている。

- ・「春木西福寺」については、公道から見たときの景観をどう評価するかということで、参道も含め紀州街道春木エリアでの象徴的なシンボルであろうと評価され推薦いただいた。

(委員) ・ 「中町 城跡の名残り」は防潮堤の一部だと考えてよいか。

(委員) ・ 防潮堤であり、ここだけが現在残っていて非常に貴重な存在である。

(委員) ・ 「日没前(山直南校区)」について、山並みは生業ではないと思うので確認されたい。
・ 総評の「培かわれ」の送り仮名を確認されたい。

(会長) ・ 今回は社寺仏閣の応募が多かったが、まちを行き交う人々から境内地が見えない。
「春木西福寺」については紀州街道沿いに古来からの松や参道が顔を出し、境内地の方に引き込んでいくということを、紀州街道から見て評価した。

- ・ 「日没前(山直南校区)」について、手前の田畑、その隣の集落、向こうの山並みなど、岸和田の地形風土が全部眺められるところであり、非常にいい視点場である。

委員のご指摘を含め、事務局にて講評を修正願いたい。

- ・ 岸和田城、久米田池、積川町まちなみというのは過去にも景観資源で推薦され、その都度それぞれのテーマで評価されているが、今回新たな視点で推薦をしている。
- ・ 「蛸地蔵伝説を伝えるレトロ建築(南海蛸地蔵駅)」について、周辺地域で大正時代の建造物が点在している状況のなか、まちのシンボルとして推薦させていただきたい。

(会長) ・ それでは、議案第2号「ここに残るまち景観の推薦について」は本案のとおり承認してよいか。

(委員) ・ (一同) 了承。

■議案第3号「景観啓発事業の展開について」

景観啓発事業の展開について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(会長) ・ ここに残る景観資源について、小学校で夏休みの宿題にしたことがあると思うが、出前講座等で景観について伝えていくことも学校教育の一環として重要であると思う。

- ・ 来年度選出する景観資源としてすでにまち景観第2弾の募集をしているが、その次のテーマについて次回景観審議会までにアイデアを膨らませていただきたい。

(事務局) ・ 昨年度、行委員と和歌山大学にご協力いただき、まち歩きを実施した。

- ・ 今後も学校での啓発を含め、幅広い啓発活動に努めていきたいと考えている。

(会長) ・ それでは、議案第3号「景観啓発事業の展開について」は本案のとおり承認してよいか。

(委員) ・ (一同) 了承。

(事務局) ・ 次回の景観審議会については2019年6月頃予定。

以上